

卒業証明書等及び修了証明書の延長措置手続きについて

○ 延長措置手続きとは？

卒業証明書、検査合格証明書又は修了証明書を持っている方は、各証明書の技能検定等を受けた日から起算して、それぞれ1年（卒業証明書、検査合格証明書）又は3月（修了証明書）の有効期限ですが、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、それぞれの有効期間の末日までに届出をすれば、卒業証明書等は特別措置として有効期限が延長されます。

◎ 郵送手続きの流れについて

(1) 必要書類

- ・試験手続開始申請書1枚（運転免許証関係手続のご案内（目次）のページからダウンロードできます。）
- ・申請者本人の卒業証明書、検査合格証明書、修了証明書のコピー1通
- ・返信用封筒1通（封筒には返信先の記載をお願いいたします）
- ・84円切手（返信用封筒に貼付してください）

(2) 送付先

〒241-0815 横浜市旭区中尾1-1-1
 運転免許センター 運転免許本部運転免許課試験第一係
卒業証明書等在中

※ 注意事項

○ 「試験手続開始申請書」の記載箇所

- ・作成日・氏名（ふりがな）・住所（住民票記載の住所）・生年月日（和暦に○をしてください）
- ・連絡先（内容を確認する場合があるので日中に連絡可能な電話番号を記載してください）
- ・卒業証明書、検査合格証明書、修了証明書の有効期間の末日までに届出が必要です。
 期限が切れる前に必着するよう、余裕を持って郵送してください。
- ・郵送書類に不備がある場合は、返信されない場合があります。
- ・この手続きの内容は今後変更される可能性があります。

○ その他具体的な事情がある方は、個別対応しますので、

神奈川県警察交通部運転免許本部運転免許課試験第一係にお問い合わせください。

平日 8:30～17:15 電話 045-365-3111（代表）

送付用封筒記載例	返信用封筒記載例
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">84円切手</div> <p>241-0815</p> <p style="text-align: right;">横浜市旭区中尾1-1-1</p> <p style="text-align: center;">運転免許センター 運転免許本部 試験第一係宛</p> <p style="text-align: center;">(卒業証明書在中)</p> <p>御住所 御名前</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">84円切手貼付</div> <p>ご自身の郵便番号</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">ご住所</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">お名前</p>